

## 連合総研役員報酬・退職慰労金規程（内規）

2002年9月26日理事会決定

2002年10月1日実施

### 第1条（目的）

この規程は、寄附行為第22条の規定にもとづき、常勤役員の報酬および退職慰労金の支給基準について定めることを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

1. この規程は、寄附行為第18条の規定により選任された理事長、副理事長、専務理事で、常勤の者を対象とする。
2. 常勤とは、原則として週2日以上勤務するものをいう。

### 第3条（報酬の形態）

1. 役員報酬は年俸制を原則とする。ただし、月額報酬と一時金に分割して支給する。
2. この規程で定める役員報酬は、使用人兼務役員にあつては原則として使用人給与を含むものとする。

### 第4条（役員報酬の支給基準）

1. 常勤役員の報酬は、民間企業の取締役の平均報酬を上限に、役職、出勤日数その他を総合勘案し決定する。
2. 1年に満たない期間は、1ヵ月に対し年収の12分の1を乗じた額を支給する。

### 第5条（退職慰労金の支給基準）

1. 常勤役員が退任した場合には退職慰労金を支給する。
2. 退職慰労金は、「常勤役員の年俸÷12×常勤役員在職年数」を基準に決定する。
3. 在職中功績顕著と認められる役員に対しては、前項により算出した金額に30%を超えない範囲で退職慰労金を加算することができる。
4. 在職年数が1年未満の場合は、月割計算とする。

### 第6条（労働組合の派遣役員）

1. 労働組合から派遣された常勤役員の報酬および退職慰労金は、この規程で定める基準を下回って定める別の基準による。
2. この場合、退職慰労金については、派遣元で退職金が支給されることを勘案し、基準を作成する。

### **第7条（決定方法）**

この規程による個々の役員報酬および退職慰労金は、総務委員会の議を経て、理事長が決定する。

### **第8条（通勤手当）**

常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じ、通勤手当を支給する。

### **第9条（補足）**

この規程に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

## **附 則**

### **1.（基準の実施）**

この基準は、2002年10月1日から実施する。

### **2.（基準の改廃）**

この基準の変更は、総務委員会の議を経て理事長が行う。  
ただし、その内容については直後の理事会に報告する。

### **3.（規程の実施）**

この規程は、2002年11月14日から実施する。

### **上記規程第4条第1項の上限報酬額について**

2008年12月25日 理事長決定

1. 標記規程の「理事長が別に定める報酬額（上限）」は、当分の間、「労務行政研究所」が毎年「労政時報」に発表する民間企業の役員報酬のうち、「取締役（常勤、主要企業、規模計）」の最新年間報酬額とする。

2. 2008年1月の時点における上記報酬額（上限）は、次の通りである。

1, 836万円